

福井県移住支援金制度法人向けQ&A

1 登録申請について

Q1 移住支援金対象法人となることのメリットはありますか。

A1 東京圏からU・Iターン者を採用した場合、就職した方に移住支援金(世帯:100万円 単身: 60万円) が支給されますので、求職者への強いアピールになります。

Q2 毎年度、申請をする必要がありますか。

A2 申請は毎年度することは要しませんが、対象法人要件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨、ご連絡願います。

Q3 登録料は必要でしょうか。

A3 登録や求人掲載は無料です。また、移住者に対しての支援金についても、法人に負担を求めることはありません。

Q4 既に291JOBSに登録していますが、移住支援金対象の法人の申請が必要でしょうか。

A4 必要です。押印した登録申請書、履歴事項全部証明書 等を送付願います。

Q5 現在も、移住支援金の要件を満たす求人情報を291JOBSに掲載していますが、改めて求人情報登録が必要でしょうか。

A5 改めての登録は必要ございません。ただし、移住支援金の対象となる求人は「全面公開」の求人のみです。公開希望が全面公開以外の求人は移住支援対象求人にはなりませんので、登録変更を行ってください。

Q6 移住支援金対象法人に登録すると他にどのような手続きが必要になりますか。

A6 東京圏からの移住就職者に就業証明書(別添参考)を発行いただく必要があります。移住就職者より就業証明書発行の依頼があった際は、ご協力願います。また、Uターンセンターや、県、市町から移住支援金受給者の就業状況について、確認させていただきますので、ご協力願います。

Q7 移住就業した社員等が移住支援金受給した後、移住支援対象法人が気を付けるべきことはありますか。

A7 移住支援金は申請日より ①1年以内に退職 ②5年以内に転出 した場合等に支給した移住支援金の全部または一部を返還いただく必要があります。

①の場合は、速やかに県にご報告いただくとともに、②が発生しないよう、県外への転勤等についてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

Q8 既に対象法人の手続きを行い、旧サイトのふくいUターン就職ネットには登録していましたが、291JOBSに登録してあるかわかりません。登録しなおす必要はありますか

A8 登録しなおす必要はありませんが、追加情報が必要になります。291JOBS 企業にログインし、必須項目の登録を行ってください。

※ログイン ID はふくいUターン就職ネットに登録していた ID と同様です。ログイン ID が不明な場合、福井Uターンセンターまでお問合せ下さい。

**福井Uターンセンター**

住 所: 福井県福井市手寄 1 丁目4-1 AOSSA7 階

T E L: 0776-43-6295

MAIL: fukui-utcenter@pref.fukui.lg.jp

Q9 社名変更、住所変更した時や会社が解散した時は申請が必要ですか。

A9 必要です。履歴事項全部証明書等変更日が確認できる書類を下記担当宛に送付願います。

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部定住交流課

移住支援金担当 宛